

令和7年度 第1回

寝屋川市都市計画審議会
資料

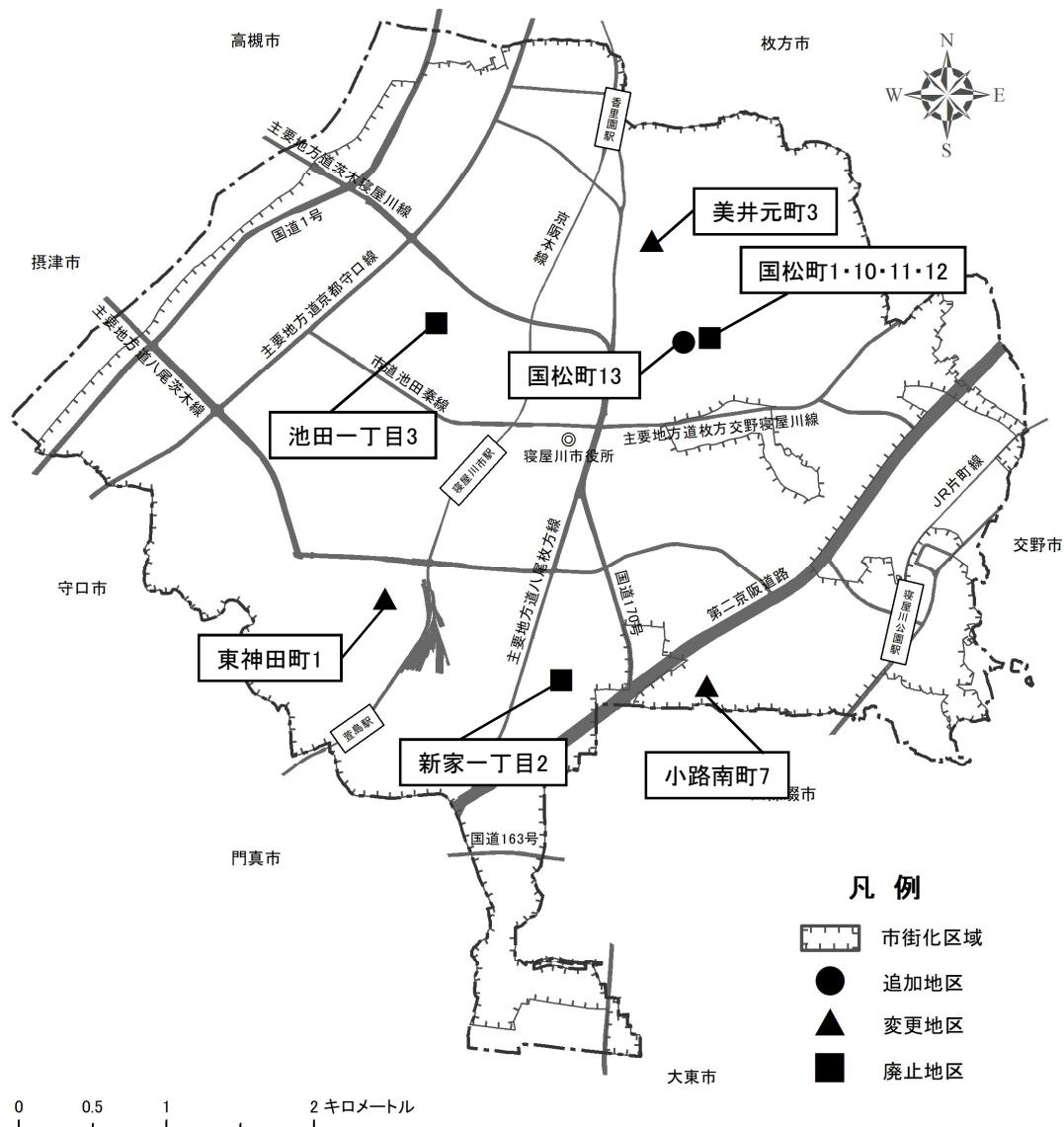
日時：令和7年11月11日
場所：議会棟5階第二委員会室

目 次

案件(1)	東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）（議案第 168 号）	----- 1
案件(2)	特定生産緑地の指定（議案第 169 号）	----- 8

案件(1) 議案第 168 号
東部大阪都市計画生産緑地地区の変更
(市決定)

1 位置図



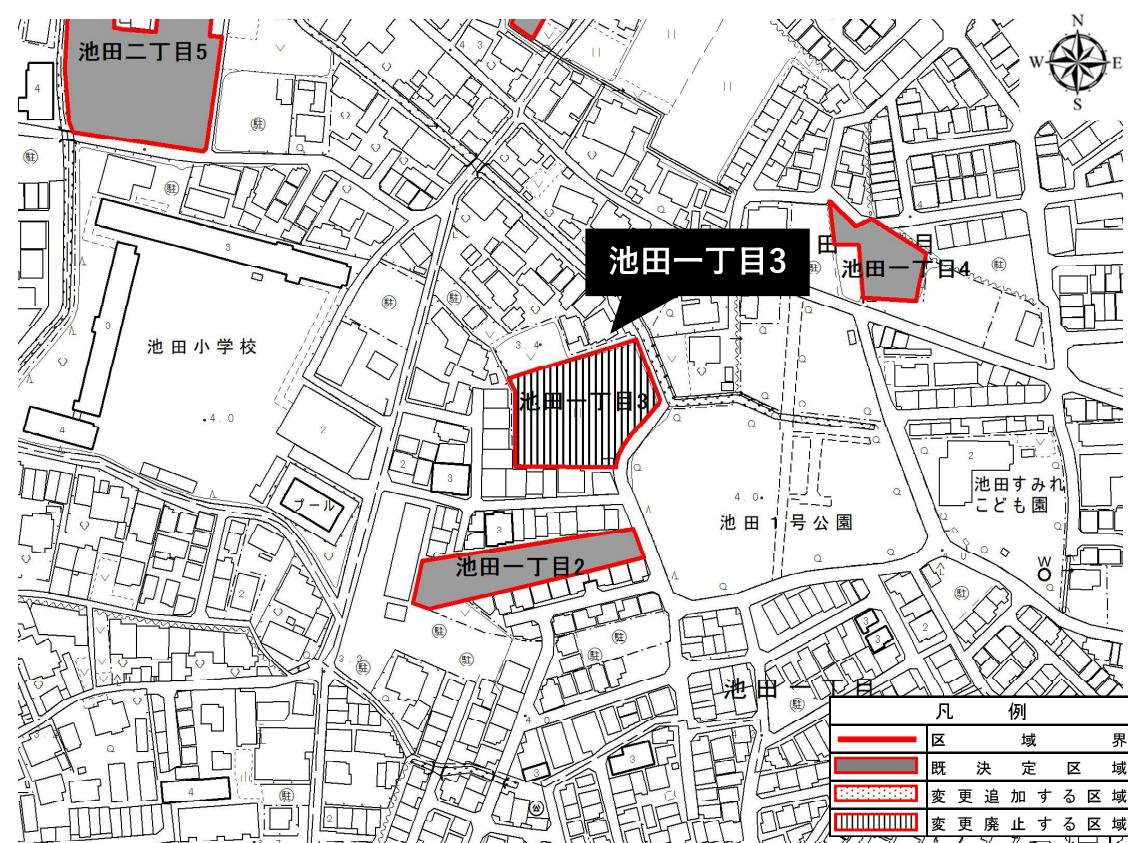
2 新旧対照表

名 称	位 置	変更前	追加・ 区域変更・ 廃止の別	変 更 理 由	備 考	図面 番号
		面 積 (ha)				
美井元町3	美井元町地内	0.41 0.33	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R7.1.11	1/6
池田一丁目3	池田一丁目地内	0.23 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(30年経過・死亡)後の行為制限解除及び生産緑地法第8条第4項に基づく通知に係る行為の完了による廃止	解除年月日 R7.3.11 R7.4.16	2/6
国松町1	国松町地内	0.28 —	廃止	土地区画整理法第98条に基づく仮換地指定に伴う廃止		3/6
国松町10	国松町地内	0.04 —	廃止	土地区画整理法第98条に基づく仮換地指定に伴う廃止		3/6
国松町11	国松町地内	0.11 —	廃止	土地区画整理法第98条に基づく仮換地指定に伴う廃止		3/6
国松町12	国松町地内	0.18 —	廃止	土地区画整理法第98条に基づく仮換地指定に伴う廃止		3/6
国松町13	国松町地内	— 0.17	追加	土地区画整理法第98条に基づく仮換地指定に伴う追加		3/6
東神田町1	東神田町地内	0.59 0.57	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R7.6.13	4/6
新家一丁目2	新家一丁目地内	0.10 —	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による廃止	解除年月日 R7.8.19	5/6
小路南町7	小路南町地内	0.38 0.32	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R7.2.7	6/6
変更地区 合 計	10 地区	約 2.32 1.39	計 追加 1 地区 区域変更 3 地区 廃止 6 地区			
生産緑地地区 合 計	262 257 地区	約 49.96 49.03				

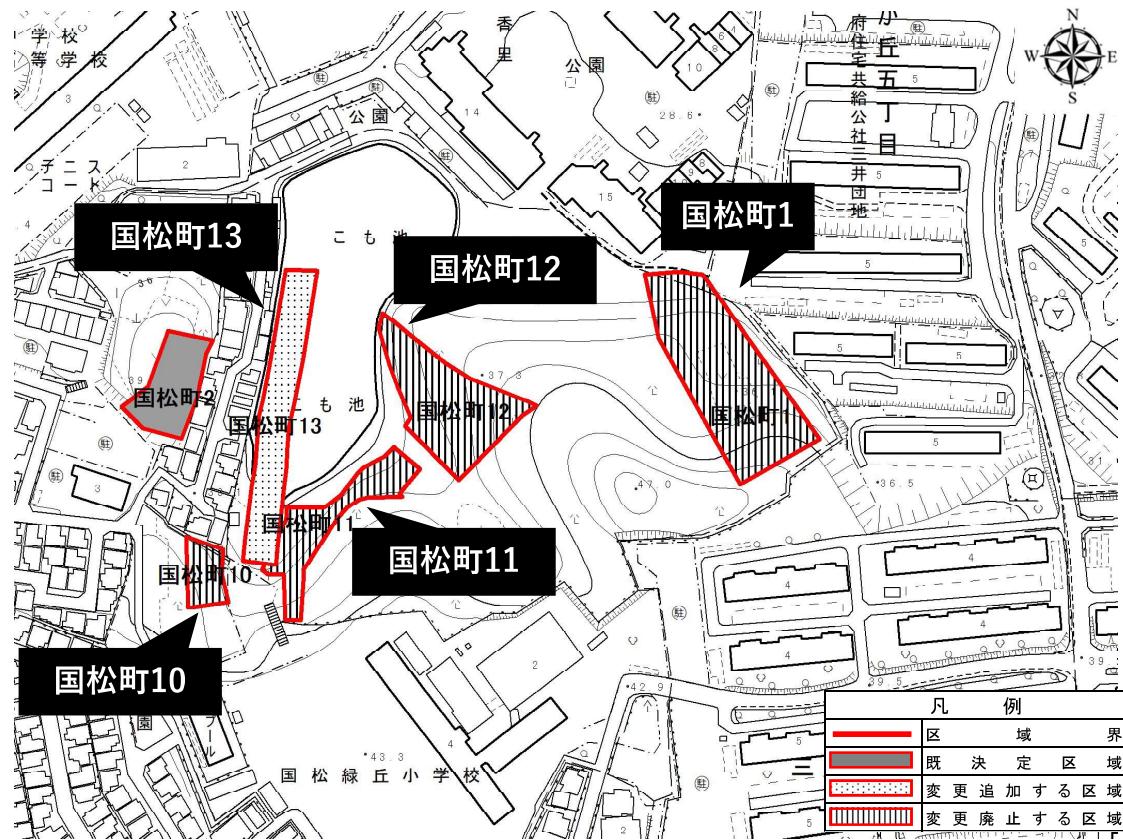
3 変更箇所図(1/6) 【美井元町3】



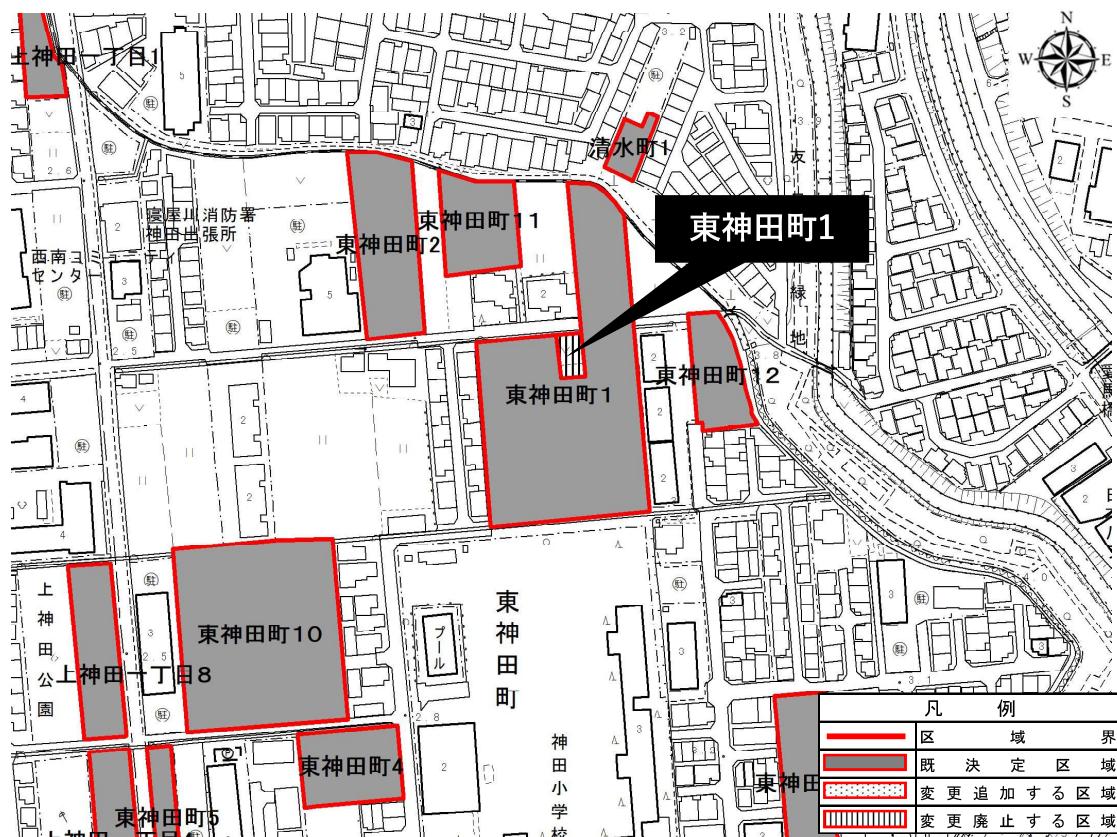
3 変更箇所図(2/6) 【池田一丁目3】



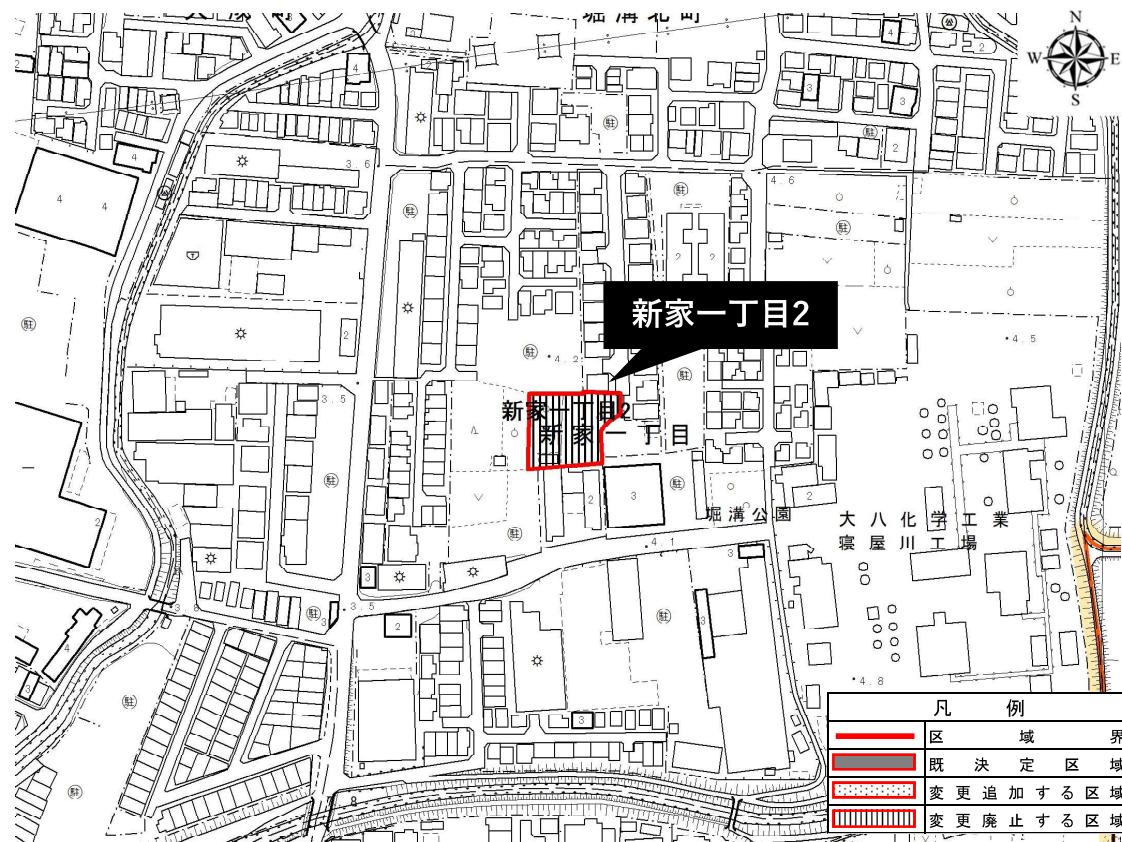
3 変更箇所図(3/6) 【国松町1・10・11・12・13】



3 変更箇所図(4/6) 【東神田町1】



3 変更箇所図(5/6) 【新家一丁目2】



3 変更箇所図(6/6) 【小路南町7】



4 都市計画案の縦覧

都市計画法第17条に基づく案の縦覧

- ・縦 覧 期 間 令和7年10月1日(水)から
令和7年10月15日(水)まで
- ・縦 覧 場 所 寝屋川市都市デザイン部
都市一課(総合戦略・産業立地)
- ・意見書の提出 なし

案件(2) 議案第 169 号

- ・特定生産緑地の指定
- ・特定生産緑地の指定の解除（報告）

1. 特定生産緑地の指定

＜特定生産緑地制度＞

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、
いつでも買取申出が可能となり、現在適用されて
いる税制措置が非適用

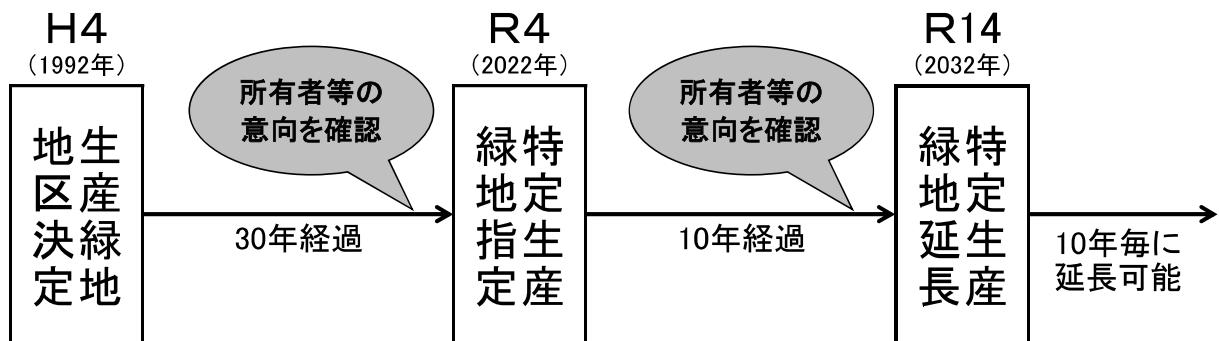
都市農地の大幅な減少が危惧

引き続き都市農地の保全を図るため
特定生産緑地制度が創設

所有者の意向に基づき特定生産緑地に指定

1. 特定生産緑地の指定

＜特定生産緑地制度＞



(平成4（1992）年に都市計画決定された生産緑地の場合)

- 買取申出ができる時期が10年延長され、固定資産税等が農地課税される等の税制優遇が継続して受けられる。
- 指定後繰り返し10年の延長が可能。

※都市計画決定から30年経過後は指定できない。

1. 特定生産緑地の指定

生産緑地地区の都市計画決定日と特定生産緑地の指定の期限・受付期間

生産緑地地区の 都市計画決定日	指定の期限 (申出基準日)	指定の受付期間
1993年12月6日 (平成5年)	2023年12月6日 (令和5年)	2020年4月～2023年7月 (令和2年)～(令和5年)
1994年12月9日 (平成6年)	2024年12月9日 (令和6年)	2021年4月～2024年7月 (令和3年)～(令和6年)
1995年12月22日 (平成7年)	2025年12月22日 (令和7年)	2022年4月～2025年7月 (令和4年)～(令和7年)
1996年12月13日 (平成8年)	2026年12月13日 (令和8年)	2023年4月～2026年7月 (令和5年)～(令和8年)
1997年12月15日 (平成9年)	2027年12月15日 (令和9年)	2024年4月～2027年7月 (令和6年)～(令和9年)
1998年12月10日 (平成10年)	2028年12月10日 (令和10年)	2025年4月～2028年7月 (令和7年)～(令和10年)

※1992年～1994年（平成4～6年）に都市計画決定された生産緑地については、指定作業を終了しました。

※1999年（平成11年）以降に都市計画決定された生産緑地についても、同様に受付を行います。

1. 特定生産緑地の指定

○特定生産緑地の指定スケジュール

1～7月	8月	9月	10月	11月	12月
特定生産緑地の指定 に関する相談・受付	相続税の納税猶予を 受けている生産緑地 に係る税務署長の一括同意手続き	都市計画審議会での意見聴取に係る資料作成等		都市計画審議会での意見聴取※	特定生産緑地の指定の公示
相談・受付（次年度指定）					

※市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。【生産緑地法第10条の2第3項】

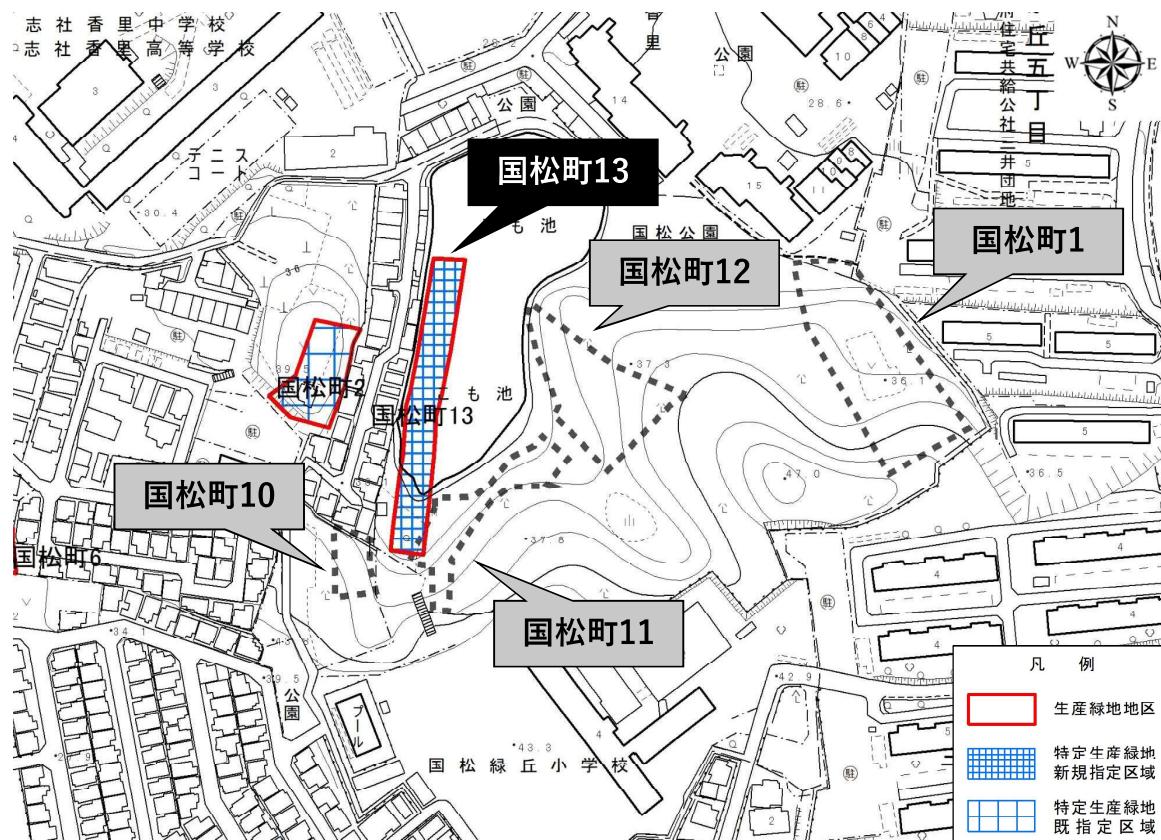
2. 特定生産緑地に指定する生産緑地の一覧

特定生産緑地（寝屋川市）の指定

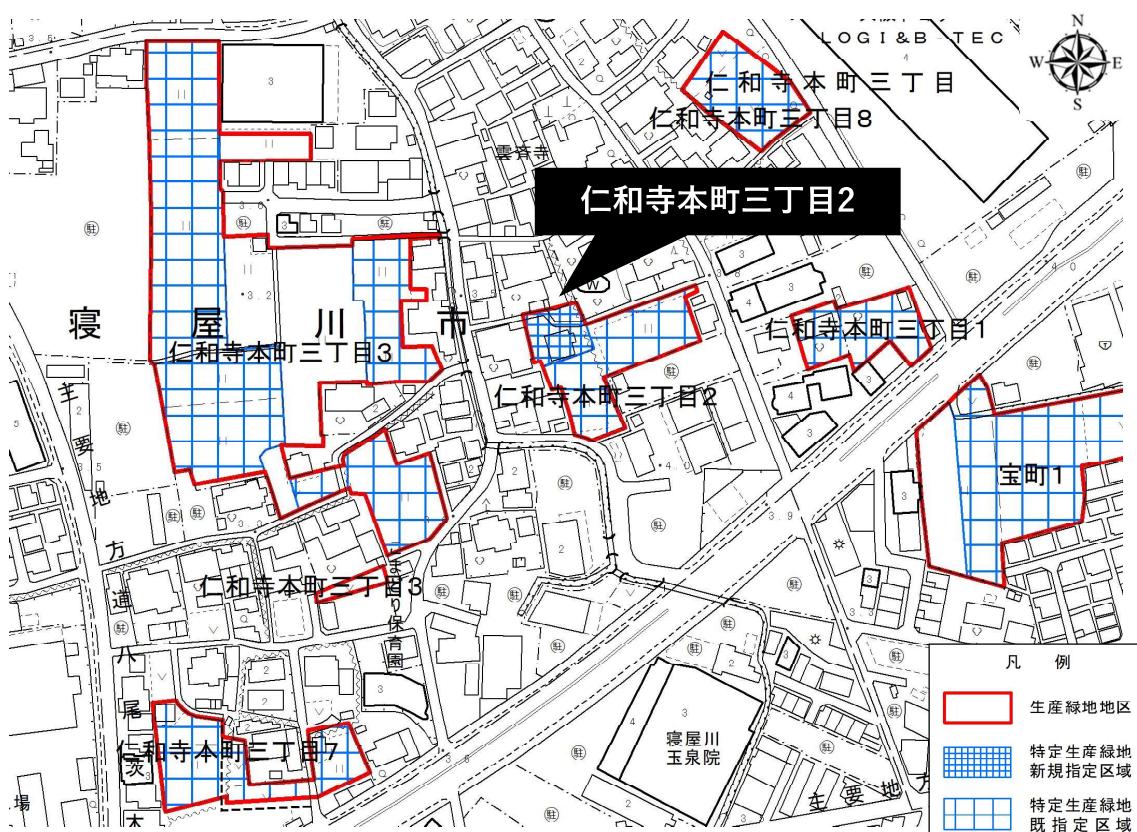
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積(ha)			申出基準日	備考	図面番号
		生産緑地地区 (都市計画)	既に指定されて いる区域	特定生産緑地			
国松町13	国松地内	0.17	-	0.17	〔国松土地区画整理事業の仮換地指定による 特定生産緑地の指定の変更 仮換地指定日:令和6年9月24日〕		1
仁和寺本町三丁目2	仁和寺本町三丁目地内	0.19	0.16	0.03	令和 9年12月15日		2
対馬江東町3	対馬江東町地内	0.09	-	0.09	令和10年12月10日		3
中神田町10	中神田町地内	0.09	-	0.09	令和 7年12月22日		4

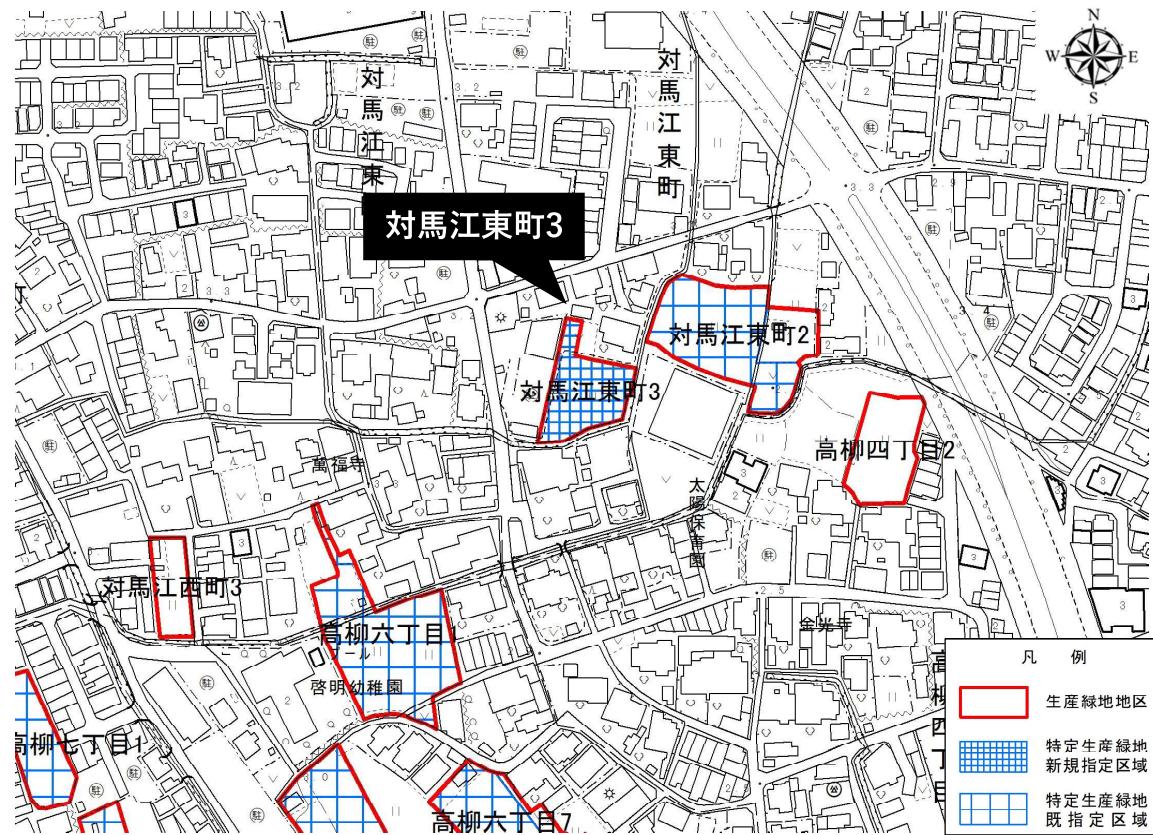
3 変更箇所図(1/4) 【国松町13】



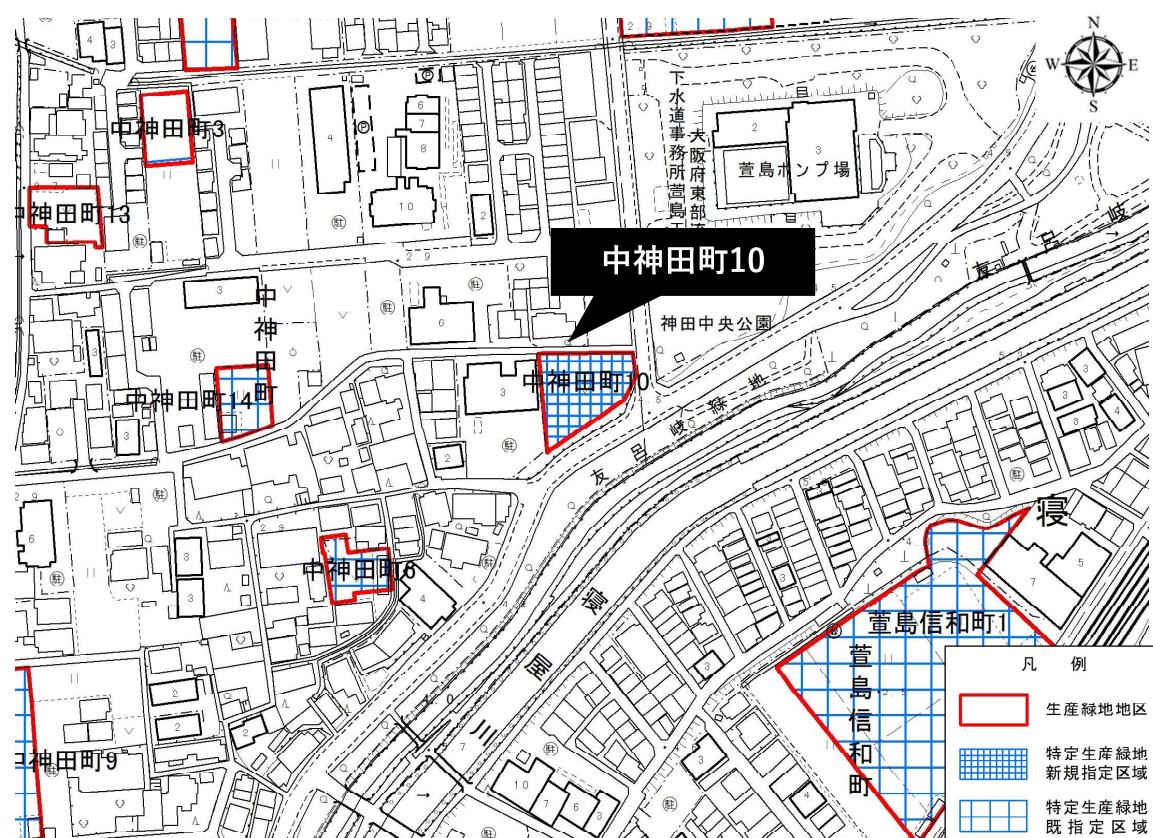
3 変更箇所図(2/4) 【仁和寺本町三丁目2】



3 変更箇所図(3/4) 【対馬江東町3】



3 変更箇所図(4/4) 【中神田町10】



特定生産緑地の指定の解除(報告)

1. 指定の解除の手続き、スケジュール

(1) 以下に掲げる場合に、指定の解除を行う。

- ① 生産緑地地区に関する都市計画が廃止又は変更された場合

(例) 生産緑地法第8条第4項（公共施設の設置等）に基づく通知に係る行為の完了、生産緑地法第10条に基づく買取申出後の行為制限解除など

- ② 当該生産緑地の申出基準日までに所有者等から指定の解除の申出があった場合

(2) 指定の解除は、生産緑地地区の変更・廃止に合わせて、原則として年1回（12月頃）行う。

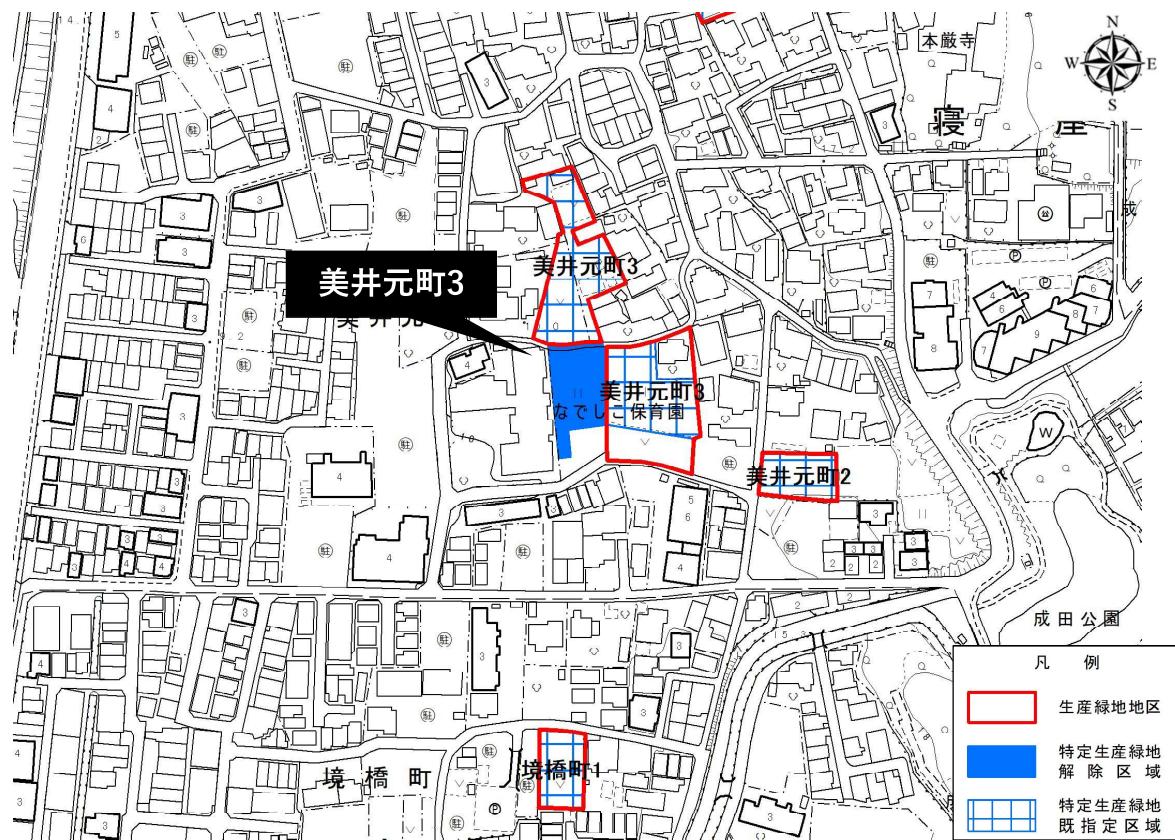
2. 特定生産緑地の指定を解除する生産緑地の一覧

特定生産緑地(寝屋川市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称	位 置	特定生産緑地の面積(ha)	公示日	図面番号
美井元町3	美井元町地内	0.08	令和7年 月 日	1
池田一丁目3	池田一丁目地内	0.03		2
国松町1	国松町地内	0.28		3
国松町10	国松町地内	0.04		3
国松町11	国松町地内	0.11		3
国松町12	国松町地内	0.18		3
打上元町7	打上元町地内	0.17		4
東神田町1	東神田町地内	0.02		5
新家一丁目2	新家一丁目地内	0.10		6

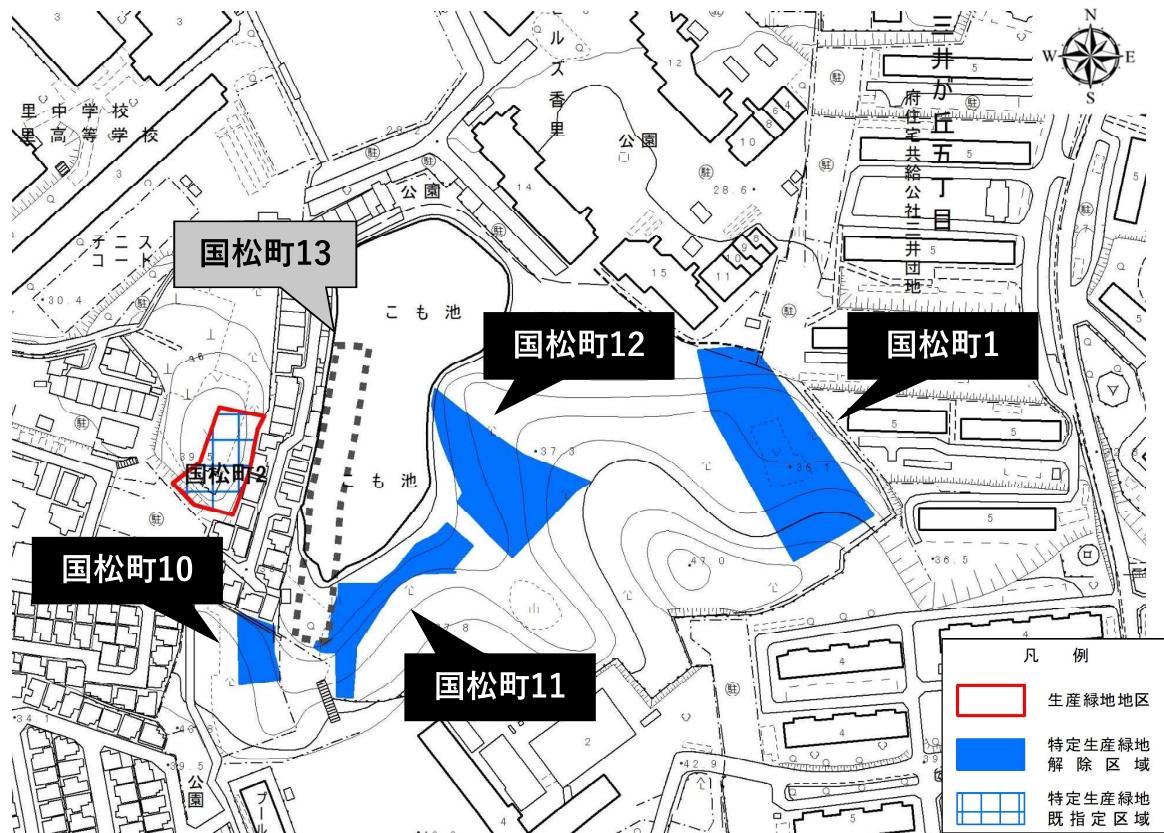
3 変更箇所図(1/6) 【美井元町3】



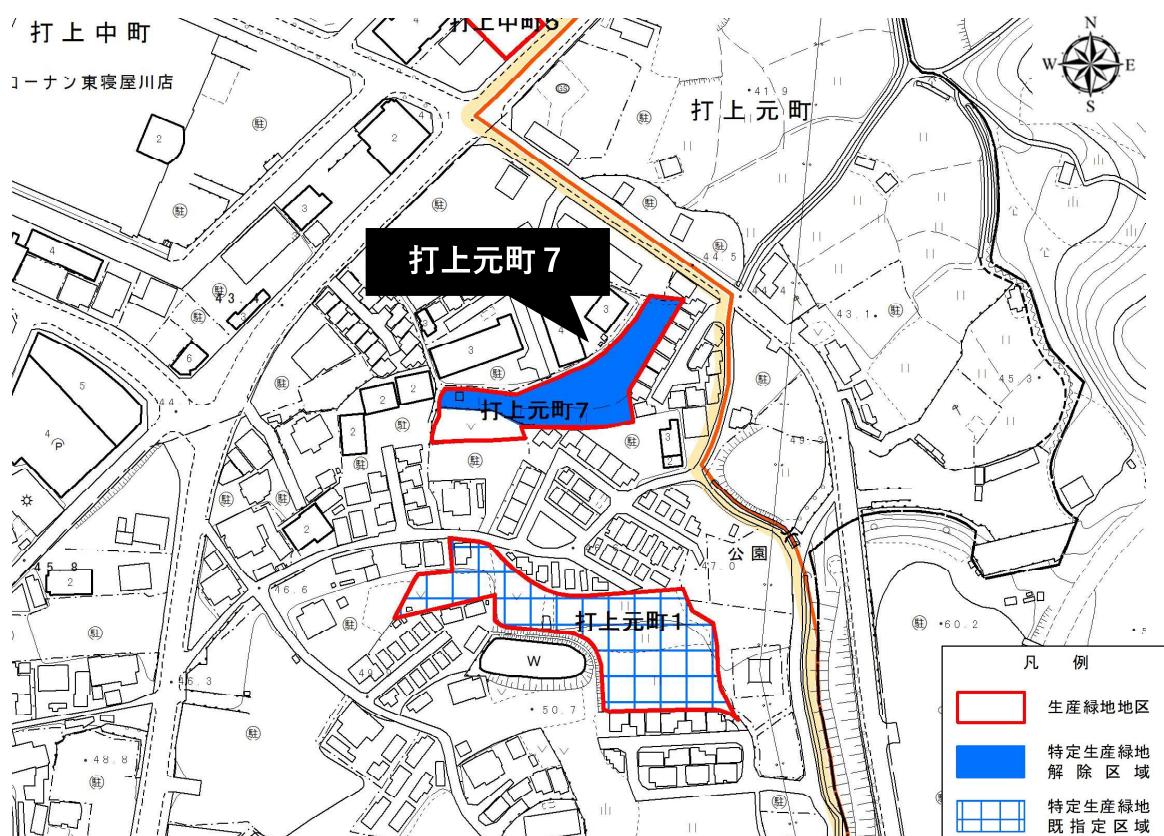
3 変更箇所図(2/6) 【池田一丁目3】



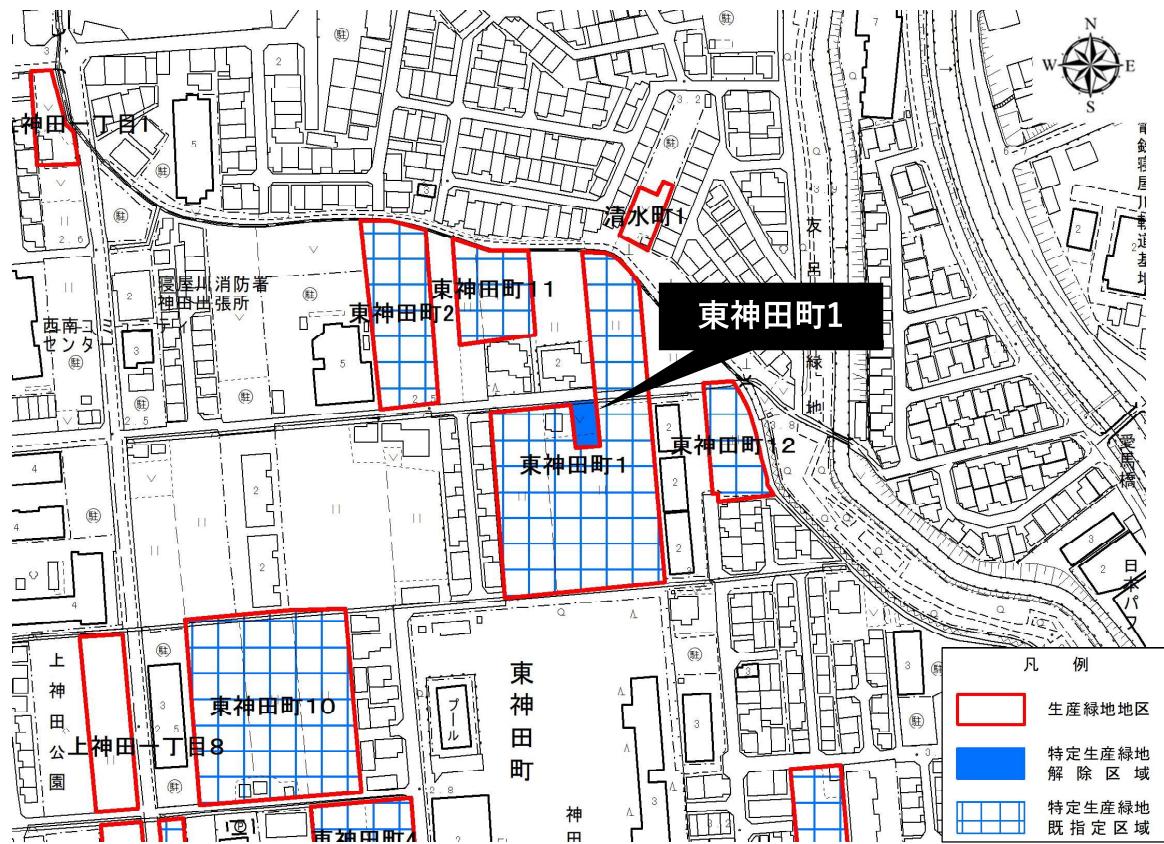
3 変更箇所図(3/6) 【国松町1・10・11・12】



3 変更箇所図(4/6) 【打上元町7】



3 変更箇所図(5/6) 【東神田町1】



3 変更箇所図(6/6) 【新家一丁目2】



特定生産緑地の指定を解除した生産緑地

1. 特定生産緑地の指定を解除した生産緑地の経緯

令和4年3月1日に特定生産緑地に指定した、下記の生産緑地において、令和6年12月2日に土地所有者から、特定生産緑地の解除願いが提出されたため、会長に報告後、令和6年12月4日に特定生産緑地の指定の解除を行った。

＜生産緑地＞

名 称 : 池田一丁目3
位 置 : 池田一丁目地内
指定年月日 : 平成6年12月9日

＜特定生産緑地＞

指定年月日 : 令和4年 3月1日 (申出基準日 : 令和6年12月9日)
解除願い申出日 : 令和6年12月2日
解除日 : 令和6年12月4日

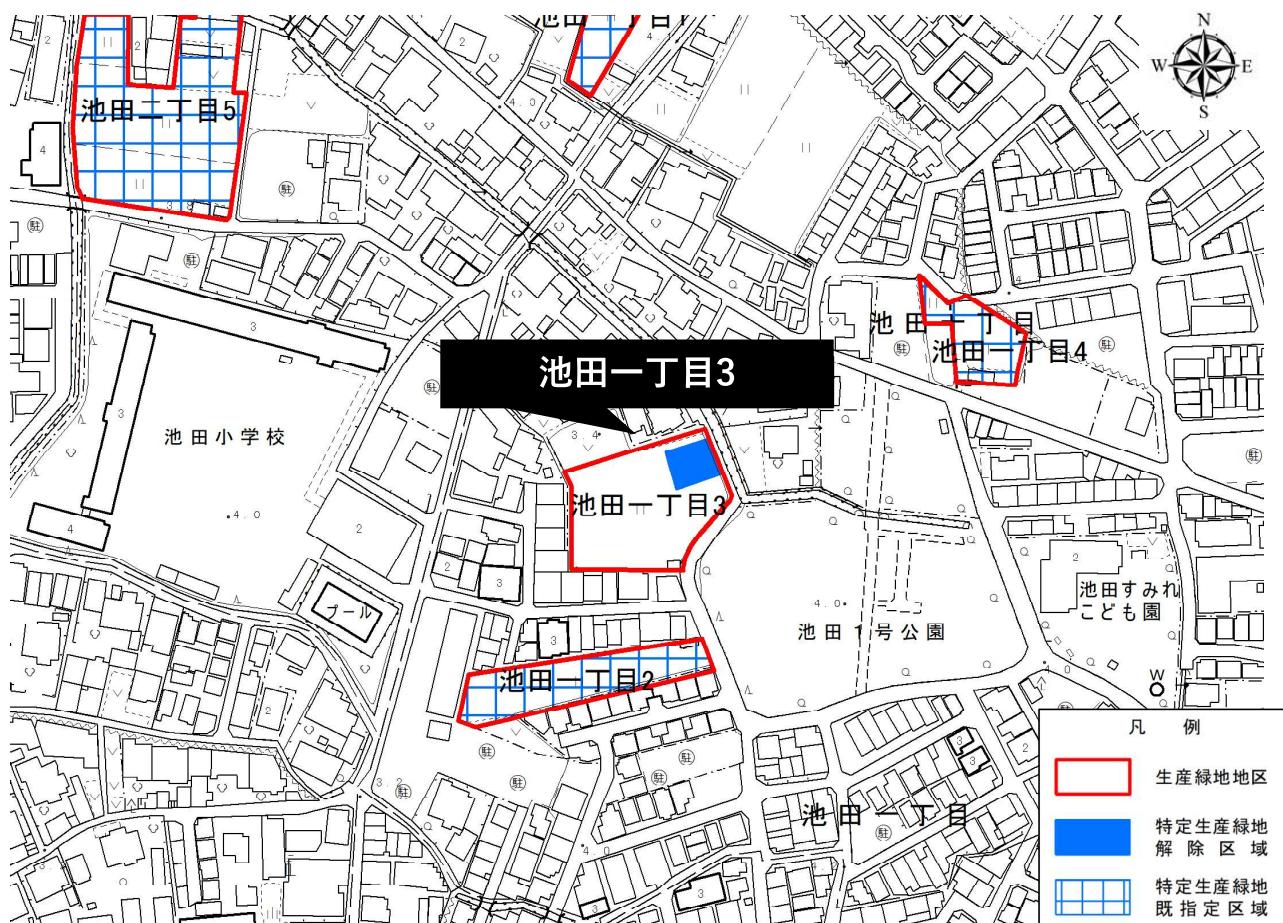
2. 特定生産緑地の指定を解除した生産緑地の一覧

特定生産緑地(寝屋川市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称	位 置	特定生産緑地の面積(ha)	公示日	図面番号
池田一丁目3	池田一丁目	0.03	令和6年12月4日	1

3 変更箇所図(1/1) 【池田一丁目3】



【参考】特定生産緑地の指定状況

		地区数	面積 (ha)	備考
既 指 定		212	39.78	令和元年度～令和6年度
令和7年度	指定	2	0.38	
	解除	6	1.01	
合 計		208	39.15	